

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

平成14年8月7日

厚生労働省老健局計画課長 老計発第0807001号

厚生労働省老健局振興課長 老振発第0807001号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）の趣旨及び内容については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）をもって通知されているところであるが、本日、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第104号）が公布され、同日より施行されたことを踏まえ、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

たものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族等の状況を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきである。

記

第4の3の（2）の中「 ベッドが空いていない場合、入院治療の必要がある場合、」を「入院治療の必要がある場合」に改め、（3）中「同条第5項から第7項まで」を「同条第6項から第8項まで」に、「鑑み」を「かんがみ」に改め、（3）を（4）とし、（2）の次に次のように加える。

（3）同条第3項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定し

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入退所</p> <p>(1) 基準省令第6条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、<u>入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。</u></p> <p>(3) <u>同条第3項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所して指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならないことを規定したものである。また、その際の勘案事項として、指定介護老人福祉施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族等の状況を挙げているものである。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意すべきものである。</u></p> <p>(4) <u>同条第6項から第8項までは、指定介護老人福祉施設は要介護者のうち、入所して介護を行うことが必要な入所者を対象としていることにかんがみ、居宅での介護が生活環境を勘案して可能と判断される場合には、退所に対し必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことの無いよう留意すべきものである。</u></p> <p>4～30 (略)</p>	<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入退所</p> <p>(1) 基準省令第6条第1項は、指定介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象とするものであることを規定したものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、<u>①ベッドが空いていない場合、②入院治療の必要がある場合、その他入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。</u></p> <p>(3) <u>同条第5項から第7項までは、指定介護老人福祉施設は要介護者のうち、入所して介護を行うことが必要な入所者を対象としていることに鑑み、居宅での介護が生活環境を勘案して可能と判断される場合には、退所に対し必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことの無いよう留意すべきものである。</u></p> <p>4～30 (略)</p>

(後略)